

2018年10月

受益者の皆さまへ

三井住友アセットマネジメント株式会社

「ベトナム株式ファンド」  
信託期間の延長および換金代金の支払いの早期化等のお知らせ

平素は弊社投資信託に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、ご投資いただいておりますベトナム株式ファンド（以下「当ファンド」といいます。）につきまして、下記の通り信託期間を延長し、また、解約代金の支払いを早期化するなどの信託約款の変更をさせていただくこととなりましたので、お知らせ申し上げます。

また、これに併せて一般社団法人投資信託協会規則の「信用リスク集中回避のための投資制限」に対応するための信託約款の変更等を行います。

なお、当ファンドの運用の基本方針、運用体制等につきましては、一切変更ありません。

本お知らせに関しまして、受益者の皆さまのお手続きは不要です。

受益者の皆さまにおかれましては、何卒ご理解くださいますとともに、今後とも弊社投資信託をご愛顧くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 変更内容

- (1) 投資機会を継続的に提供することが受益者の方の利益に資するとの判断から、信託期間を5年間延長し、信託終了日を2020年7月13日から2025年7月14日に変更します。
- (2) 受益者の方の利便性向上に資するため、2018年10月10日の換金お申込み受け分より、一部解約による換金代金の支払いまでの期間を一日短縮し、換金申込受付日から起算して6営業日目以降にお支払いするものとします。
- (3) 当ファンドが投資対象とするマザーファンドは同一銘柄の株式への投資割合を20%以下としており、マザーファンドの規定との整合性を明確にするため、同一銘柄の株式への実質投資割合を20%以下とする旨の規定を追加します（ファンドは従来から変更後の制限内で運用が行われており、この変更によって商品としての基本的な性格に変更はありません。）。
- (4) 一般社団法人投資信託協会規則の「信用リスク集中回避のための投資制限」を受け、同規則で規定される「特化型運用」の投資制限に適合させるため、信託約款の変更を行います。また、併せて関連条項の整備を行うための信託約款の変更を行います（ファンドは従来から変更後の制限内で運用が行われており、この変更によって商品としての基本的な性格に変更はありません。）。

2. 変更日

2018年10月10日

以上

<本件に関するお問い合わせ>

三井住友アセットマネジメント お客様専用フリーダイヤル 0120-88-2976

(受付時間：原則として営業日の午前9時～午後5時)

<お客様の個別のお取引内容についてのお問い合わせ>

お取引先の販売会社にお問い合わせください。